

(仮称)「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(素案) 修正案について

素案のページ	項目 (国の基準の条番号)	国基準	修正案
2 頁	(第 5 条第 1 項)	1 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。	「小学校」を「小学校、特別支援学校等」に修正しました。
4～5 頁	(第 10 条第 3 項)	3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 学校教育法の規定による高等学校(旧中等学校令による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(9)において「高等	放課後児童支援員の資格要件について、都道府県知事が行う研修を修了したもののうち、「保育士の資格」、「学校教育法の規定により、教諭(幼稚園、小中高等学校、中等教育学校)となる資格」、「一般財団法人児童健全育成推進財団が認定する児童厚生員の資格」のいずれかを有する者に修正しました。

素案のページ	項目 (国の基準の条番号)	国基準	修正案
		<p>学校卒業等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	

素案のページ	項目 (国の基準の条番号)	国基準	修正案
		(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの。	